

掲載当時の通知等を基に作成されています。その後に出された通知等で
解釈が変わる場合がありますので、予めご了承ください。

●忘れてないかあの診療
症 例 研 究
●落としてないかその点数
暫間固定について

4月改定で変わった暫間固定を解説する。また、歯周外科手術については、改定後は算定要件にカルテ記載が追加されており、注意が必要である。

患 者：62歳・男性
主 訴：歯がぐらぐらする。歯肉からの出血がある。
所 見：歯肉の発赤が著しく、歯の動揺もみられる。前歯の前装M Cは不適合。
傷病名： $\frac{1}{2}+\frac{1}{2}$ P₂、 $\frac{7}{7}=\frac{2}{3}=\frac{2}{7}$ P₁、 $2+2$ 前装M Cフテキ、C

月日	部 位	療 法・処 置	点数
8月1日		初診	234
		歯がぐらつき、歯ぐきの腫れが気になるとのこと。	/
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	P精検(検査結果 略)	400
		パノラマX－R a y パ電 (所見 略)	402
		口腔内写真検査 5枚 (電子媒体保存)	10×5
		歯管 文書提供加算	100+10
	$7+7$	スケーリング	66+38×2
		P基処(アクリノール)	10
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	歯清 注①	68
8月8日		再診	45
		前回処置後、違和感などないとのこと。	/
	$7+7$	スケーリング	66+38×2
		P基処(アクリノール)	/
8月18日		再診 (所見など 略)	45
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	P精検 (検査結果 略)	400×50/100
		治療計画:全歯をSRP。上下顎の前歯は歯周外科をすることとし、患者に必要性を説明。	/
	$3+3$	0A (ハケンジ [®] ェル)＋浸麻(歯科用キシロカイン・トリッジ [®] Ct1.8m l)	/
		S R P	60×6
	$2+2$	除去 (前装M C)	32×4
		う蝕処置 (軟化象牙質 除去)	18×4
		暫間固定(レジン連続冠固定法、仮せ、外科予定あり) 注②③④	200+30+4×4
8月26日		再診 (所見など 略)	45
	$3+3$	0A (ハケンジ [®] ェル)＋浸麻(歯科用キシロカイン・トリッジ [®] Ct1.8m l)	/
		S R P	60×6
		暫間固定 (エナメルボンドシステム、外科予定あり) 注③	200
9月3日		再診 (所見など 略)	45
		歯管 (管理内容の要点 略)	100
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	0A (ハケンジ [®] ェル)＋浸麻(歯科用キシロカイン・トリッジ [®] Ct1.8m l)	/
		S R P	64×4+72×4
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	P基処(アクリノール)	10
9月16日		再診 (所見など 略)	45
	$\frac{4}{4}=\frac{7}{7}$	0A (ハケンジ [®] ェル)＋浸麻(歯科用キシロカイン・トリッジ [®] Ct1.8m l)	/
		S R P	64×4+72×4
10月1日		再診 (所見など 略)	45
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	P精検 (検査結果 略)	400
		治療計画：上顎は歯周組織の改善が見られ歯周外科なし。下顎は予定通り歯周外科を行う。	/
		歯管 (管理内容の要点・管理計画の変更点 略)	100
	$\frac{7}{7}=\frac{7}{7}$	歯清 注⑤	68
		P基処(アクリノール)	10
10月20日		再診	45
	$3+3$	暫間固定除去 (エナメルボンドシステム) 注⑥	/
	$2+2$	0A (ハケンジ [®] ェル)＋浸麻(歯科用キシロカイン・トリッジ [®] Ct 1.8m ×2)	/
		F O p 注⑦	630×4
		歯肉を剥離搔把し歯根面の歯石を除去、5糸縫合。	/
	$3+3$	暫間固定(エナメルボンドシステム) 注⑧	500
		処方せん (処方内容 略)	68

《解 説》

注① 1回目の歯清を算定する場合は、レセプトの摘要欄に「歯清1回目」など初回である旨を記載する。なお、疑義解釈により、本症例のように初診月に1回目の算定をした場合は記載を省略できる。

疑義解釈 (平成28年6月14日)
(問) 次の①～④を算定した場合において、当該処置等が初回である場合は、診療報酬明細書の摘要欄に「初回である旨」又は「1回目」と記載することとされているが、初診月であり「初回」又は「1回目」であることが明らかである場合においても記載する必要があるか。 ①区分番号「1014」暫間固定 ②区分番号「1030」機械的歯面清掃処置 ③区分番号「1031」フッ化物歯面塗布処置 ④区分番号「M000」補綴時診断料(有床義歯修理を実施した場合に限る。) (答)当該処置が初診月に実施され、「初回」又は「1回目」であることが明らかである場合については、記載がなくても差し支えない。

注② 暫間固定とは、歯の支持組織の負担を軽減し、歯槽骨の吸収を防止し、その再生治癒を促進させるため、レジン連続冠固定法、線結紮法(帯冠使用を含む)またはエナメルボンドシステムにより暫間的に歯冠を連結することをいう。
なお、歯周外科手術の術前に暫間固定を行った場合は、暫間固定を行う歯数にかかわらず「簡単なもの」200点を算定できる。なお、術前の期間中において、1顎につき1回を限度として算定する。

注③ 暫間固定を算定した場合は、装着料30点及び装着材料料を算定できる。
ただし、エナメルボンドシステムによる暫間固定を行った場合は装着料及び装着材料料を算定できない。

注④ 暫間固定を算定した際、レセプトの摘要欄記載に「暫間固定 2112 ・レジン連続冠固定法・1回目・歯周外科手術予定あり」など、固定を行った部位と方法に加え、初回は1回目(2回目以降は前回実施年月日)を記載し、歯周外科手術を行う予定であるか否かも記載する。
なお、本事例のように、歯周基本治療時に歯周外科手術までの決定をするのは無理があると思われる。最終的には、歯周基本治療後の再評価によって決定するが、この時点では外科の予定ありと判断した。

注⑤ 2回目の歯清を算定する場合は、レセプトの摘要欄に「歯清2回目以降・前回8月」など2回目以降である旨及び前回実施月を記載する。

注⑥ エナメルボンドシステムにより暫間固定を行った場合の除去料は別に算定できない。
なお、8月18日に行ったレジン連続冠固定法などエナメルボンド[®]以外の暫間固定を除去した場合は、30点を算定できる。

注⑦ 歯周外科手術を算定した場合は、カルテに手術部位と手術内容の要点を記載する。

注⑧ 歯周外科手術と同時に暫間固定を行った場合で、固定部位において歯周外科手術を行った歯数が4歯以上であり固定源となる歯を歯数に含めない4歯以上の暫間固定をした場合は暫間固定の「困難なもの」500点を算定できる。
なお、固定部位において歯周外科手術を行った歯数が3歯以下で、固定源となる歯を歯数に含めない3歯以下の暫間固定は、歯周外科手術の所定点数に含まれ、別に算定できない。

○歯周外科手術と暫間固定のイメージ

術前	術中	術後 (1回目)	術後 (2回目以降)
歯周外科手術 歯数 3 歯以下 簡単なもの ※①	手術に含まれる	簡単なもの ※②	簡単なもの ※ 1 回目の実施から 6 カ月後、1 顎につ き 1 回に限る 困難なもの ※ 1 回目の実施から 6 カ月後、1 箇所につ き 6 カ月に 1 回
歯周外科手術 歯数 4 歯以上	困難なもの	困難なもの ※②	
※①術前の期間中は、1 顎につき 1 回に限り算定できる ※②術前・術中の暫間固定の有無、手術日からの経過期間にかかわらず算定できる			

* 実態に即してご請求下さい *